

東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書

魯

鹿行店域 事務組合 管理者之印

東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定により、千葉市、市川市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、印旛郡酒々井町、富里市、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市及び鹿行広域事務組合(以下「協定市町村等」という。)の長は、協定市町村等の行政区域のうち東関東自動車道及び新空港自動車道並びにその施設(以下「協定区域」という。)における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、協定市町村等の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

(応援)

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため、協定区域に - おいて災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区 域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材(以 下「消防隊等」という。)を出場させるものとする。

ただし、船橋市にあっては、当該行政区域における火災の場合 消防隊を出場させるものとする。

(特別応援)

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出動する市町村等(以下「出動市町村等」という。)の消防長が出場市町村等以外の協定市町村等の応援を必要と認め

るときは、当該出場市町村等の消防長の通報により災害発生地を 管轄する協定市町村等(以下「受援市町村等」という。)の消防 長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市町村等の 消防長に、特別応援の要請をすることができるものとする。

ただし、緊急やむを得ないときは、出場市町村等の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。

なお、この場合は、速やかに受援市町村等の消防長に通報しなければならないものとする。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項 (出場)
- 第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市町村等 (以下「特別応援市町村等」という。)は、業務に重大な支障の ない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合に おいて、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることがで きない当該特別応援市町村等の消防長は、速やかにその旨を特別 応援の要請者に通報するものとする。

(指揮)

第5条 前条の規定により特別応援のために出場した消防隊等の 指揮は、受援市町村等の消防隊等が出場した場合は当該受援市町 村等の現場指揮者が、また受援市町村等の消防隊等が出場しない ときは、第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が指 揮するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応

援に要する費用の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、 次のとおりとする。

(1) 応援のため要した通常経費は、応援を行った協定市町村等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、もしくは立て替えたものについては、現物またはその経費を受援市町村等が負担するものとする。

- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材等の補給もしくは給食等を必要とする場合は、受援市町村等において現物により、または経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援を行った協定市町村等が負担するものとする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は受援市町村 等が負担するものとする。

(4) 特別応援のため出場した消防隊等が、受援市町村等の指揮下 において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合、其の賠 償については受援市町村等がその都度関係協定市町村等と協 議の上決定するものとする。

ただし、災害地への出場もしくは帰路上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町村等が負うものとする

(情報交換等)

第7条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議の上決定するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成25年4月10日から効力を有するものとする。

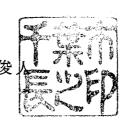
この協定の成立を証するため、本協定書14通を作成し、各々 記名押印の上各1通を保管する。

附 則

この協定の締結により、平成18年8月24日に締結した東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定は廃止する。

平成 2 5 年 4月 10 日

千 葉 市千葉市長 熊谷



市 川 市 市川市長 大久保



佐 倉 市 長 佐倉市長 蕨 和雄 倉

浦 安 市 浦安市長 松崎 秀樹

四 街 道 市 四街道市長 佐渡



印旛郡酒々井町 酒々井町長 小坂



富 里 市 富里市長 相川 豊



香取広域市町村圏事務組合高原后域管理者 : 宇井 成一等隙間同時間では、 宇井 成一等隙間同時では、 京野間

佐倉市八街市酒々井町浦<u>店組合門</u> 管理者 蕨 和雄門門門

潮 来 市 茨城県 潮来市長 柗田 千春 来市

鹿行広域事務組合 管理者 鬼沢 保事務組合 管理者之印

応援出動区域表

	·			出動区域	
」動	市町	村	等		
				上り線 	下り線
	安		市		浦安ランプから 湾岸市川インターチェンジまで の区
	Л		市	湾 岸市川インターチェンジから 浦安ランプまでの区間	湾岸市川インターチェンジから 湾岸習志野インターチェンジまでの
	志	F	市	湾岸習志野イン ターチェンジから 湾岸市 川インターチェンジまでの区間	湾岸習志野インターチェン ジから 湾岸千葉インターチェンジ までの区
	葉		市	千葉北インターチェンジから 清岸習志野インターチェンジまでの区間	湾岸千葉インターチェン ジから 四街道インターチェンジま での区 間
	街 i	<u>首</u>	市	四街道イ ンターチェンジから 千葉 北インターチェンジまでの区間	四街道インターチェンジか ら 佐倉インターチェンジまで の区間
倉市防	万八 街市 泊組 合 清	百々 坊	井町本部	酒々井イ ンターチェンジから 四街 道インターチェンジまでの区間	佐倉インターチェンジか ら 富里インターチェンジま での区間
	里		ī	富里イ ンターチェンジから 酒々井イ ンターチェンジまでの区間	富里インターチェンジから 成田インターチェンジま での区間
	Ħ		វ	大栄インターチェンジから 成田インターチェンジまでの区間 新空港自動車道の終点から 富里インターチェンジまでの区間	成田インターチェンジから 新空港自動車道の終点までの区間 成田インターチェンジから 佐原香取インターチェンジまでの
町	取 村 圏 事	広	粗名	を生原香取インターチェンジから 大栄インターチェンジまでの区間	佐原香取インターチェン ジから 潮来インターチェンジま での区間
∵∤行	広域事	赛	担(潮来イ ンターチェンジから 佐原 香取インターチェンジまでの区間	



長ばな

鹿行広域 事務組合 管理者之印

